

改正 平成 21 年 4 月 1 日

令和元年 11 月 1 日

1 基本的考え方

青梅市は、市街化区域内において緑地機能および多目的保留地機能（公共施設等の敷地の用に供する土地としての機能をいう。）の優れた農地等を計画的に保全するとともに、緑豊かな住環境の形成に資する農地等が減少しつつある状況を勘案し、既存の生産緑地の保全を図るため、都市計画における生産緑地地区および特定生産緑地の指定を積極的に推進し、もって良好な都市環境を形成していくことを基本的な考え方とする。

2 生産緑地地区の位置付け

生産緑地地区は、農林業の生産が営まれていることにより、公害や災害を防止したり、農林業と調和した都市環境の保全および都市景観の形成を図る役割を果たしているとともに、将来、公園や緑地など多目的な公共施設等の敷地としての機能を有するものである。

3 生産緑地地区の適正管理

生産緑地地区に指定された農地等の適正な管理については、農業委員会等の協力の下に、指導を行うものとする。

4 実施期日

この方針は、平成４年２月３日から実施する。

5 経過措置

- (1) この方針の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- (2) この方針の一部改正は、令和元年 11 月 1 日から実施する。